

神奈川県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本連盟は神奈川県吹奏楽連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟は東関東吹奏楽連盟に属する。
- 第 3 条 本連盟の事務所を朝日新聞横浜総局に置く。但し、一般事務取扱は連盟指定の事務所とする。

第2章 組 織

- 第 4 条 本連盟は、横浜、川崎、相模原、県南、県央、西湘、湘南、職場・一般の各支部（以下、各連盟という）をもって組織する。
- 第 5 条 本連盟は必要に応じて、各部会を置くことが出来る。

第3章 目的及び事業

- 第 6 条 本連盟は県民文化の向上、県民情操の陶冶、学校音楽の向上、他都道府県および外国との文化交流のために吹奏楽の発展を図ることを目的とする。
- 第 7 条 本連盟は前項の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 吹奏楽演奏会、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト等の主催または援助
 2. 吹奏楽に関する講習会、研究会の主催
 3. 指導者の育成に関する事業
 4. その他、目的の範囲において適当と認めた事業

第4章 役 員

- 第 8 条 本連盟に次の役員を置く。

名 誉 会 長	1 名	理 事 長	1 名
会 長	1 名	副 理 事 長	8 名 + 若干名
顧 問	若干名	会 計	2 乃至 3 名
参 与	若干名	事 務 局 長	1 名
相 談 役	若干名	事 務 局 次 長	若干名
監 事	2 名	理 事	1 6 名

- 第 9 条 常任理事は理事長、副理事長、会計、事務局長、事務局次長とする。

- 第 10 条**
1. 名誉会長には神奈川県知事、会長には神奈川県教育長を推戴する。
 2. 理事長は理事会で選出する。
 3. 各連盟理事長を以て副理事長とする。さらに理事長が必要とした場合、副理事長を指名し、理事会の承認を得る。
 4. 理事は各連盟に置いて 2 名を選出する。
 5. 事務局長、事務局次長、会計は理事長が指名し、理事会の承認を得る。
 6. 監事は理事長が推薦し、総会で承認する。

- 第 11 条**
1. 会長は本連盟を代表する。
 2. 理事長は会務を統括する。
 3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 4. 常任理事は、理事会の議による業務を遂行する。
 5. 理事と常任理事は理事会を組織し、本連盟の運営と会務遂行の任に当たる。
 6. 各吹奏楽連盟理事長は担当連盟の運営に当たる。
 7. 監事は事業の運営並びに会計を監査する。

- 第 12 条** 役員の任期は次の通りとする。
1. 役員の任期は 2 年とする。
 2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間を以て終わるものとする。
 3. 増員により就任した役員の任期は、全役員の残任期間を以て終わるものとする。
 4. 役員の任期満了であっても後任者が選出されない場合は、後任者が選出されるまでその業務を行う。

第 5 章 顧問、参与および相談役

- 第 13 条** 本連盟に顧問、参与および相談役を置くことができる。

- 第 14 条** 顧問、参与および相談役は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第 6 章 会 議

- 第 15 条** 会議は、総会、理事会、常任理事会とする。

- 第 16 条** 総会は理事、常任理事及び代議員をもって組織し、毎年 1 回以上理事長が召集する。
1. 代議員は吹奏楽連盟に加盟している団体数 30 団体に対して 1 名の割合で選出する。
なお、端数が生じた場合は、切り上げる。
 2. 理事は代議員を兼ねることはできない。
 3. 総会の議長は代議員の互選により選出する。

- 第 17 条** 理事会は理事と常任理事をもって組織し、随時理事長が招集し、その業務を遂行する。
理事会の議長は理事長とする。

- 第 18 条** 会議の定足数及び議決の方法は次の通りとする。

1. 総会、理事会、常任理事会はその構成員の半数以上の出席をもって成立する。但し、委任状によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。また理事会の理事が都合により出席できない場合、その議決権を他に委任することは出来ない。
2. 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長が決する。

第 19 条 総会に付議すべき事項は下記の通りである。

1. 予算及び決算に関する件
2. 事業報告及び計画に関する件
3. 規約の変更に関する件
4. 理事、監事の選任に関する件
5. その他、特に重要な事項

第 20 条 理事会に付議すべき事項は下記の通りである。

1. 事業計画に関する件
2. 会計上の運営に関する件
3. 役員、顧問、参与、及び相談役に関する件
4. 規約、細則等に関する件
5. 東関東吹奏楽連盟、全日本吹奏楽連盟及び他の音楽団体との連携に関する件
6. その他、特に重要な事項

第 21 条 常任理事会に付議すべき事項は下記の通りである。

1. 事業計画及び運営について
2. 会計の執行上の問題点について
3. その他、特に必要な事項

第 22 条 部会に関する事項は別に定める。

第 7 章 各吹奏楽連盟

第 23 条 本連盟に加盟する各吹奏楽連盟は、毎年 1 回それぞれ総会を開き、その決定に基づく次の書類を 5 月末日までに本連盟に提出しなければならない。

1. 加盟団体名簿
2. 役員組織一覧表
3. 事業計画及び予算
4. 前年度事業及び会計報告

第 8 章 会 費

第 24 条 本連盟に加盟する各吹奏楽連盟は、毎年 5 月末日までに、その年度の会費として 1 団体 3,500 円に加盟団体数を乗じた額を納入する。会費未納の各吹奏楽連盟は、本連盟主催の諸行事に参加することは出来ない。

第 25 条 本連盟の経費は会費、補助金、奨励金、事業収入、その他の収入を以て支弁する。

第 26 条 神奈川県吹奏楽連盟加盟団体は、東関東吹奏楽連盟の規約により毎年6月末日までに規定の分担金を納入するものとする。

第 27 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第9章 付 則

第 28 条 本規約の施行に必要な細則は別に理事会が定める。

第 29 条 本規約の変更は総会出席者の過半数の賛同を要する。

第 30 条 東関東吹奏楽連盟に100団体ごとに1名（端数は切り上げる）の割合で代議員を送る。

この規約は平成12年(2000)4月1日より改正施行する。

第 31 条 第2章第4条を改正し、平成19年(2007)4月29日より施行する。

第 32 条 第1章第2条、第4章第8条、第9章第28条を改正し、平成26年(2014)4月1日より改正施行する。

第 33 条 第3章第7条4項、第4章第8・9条、第10条の3・4項、第11条4・5項、第6章第15条、第17条、第18条1項、第21条を改正し、平成27年(2015)4月1日より改正施行する。